平成２４年（フ）第１２０２号
福岡県宗像市三郎丸４丁目２番８―202号
債務者　千々岩浩巳
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２０３号
福岡県宗像市三郎丸４丁目２番８―202号
債務者　千々岩文子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２１３号
福岡県糸島市高田５丁目22番13―101号
債務者　長岡　建作
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２３３号
福岡市東区美和台７丁目２番10号
債務者　浅野　清二
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２４６号
福岡市博多区吉塚３丁目５番18号
債務者　本山　美香
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２５３号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目１番302号
債務者　水本　嘉哉
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２９２号
福岡市早良区有田団地７番101号
債務者　中村茂三郎
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３１８号
福岡市東区三苫５丁目１番57―502号
債務者　松本　正次
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３１９号
福岡市東区三苫５丁目１番57―502号
債務者　松本　明美
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３３６号
福岡市博多区寿町３丁目５番22―701号
債務者　岸川　繁昭
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３４５号
福岡県大野城市山田４丁目13番21―305号
古川ビル
債務者　荒牧　智子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３４９号
福岡市博多区吉塚１丁目40番14―202号
債務者　前田　五郎
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３５２号
福岡市博多区吉塚２丁目１番６―204号
債務者　谷山　博美
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３５３号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原３丁目15番14―407号　エバーライフ空港東
債務者　堀田　和幸
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３６５号
福岡市東区和白１丁目11番７号
債務者　田崎　　拓
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３７７号
福岡市博多区金の隈１丁目18番17号ソレアード・リブ203号
債務者　倉富　　図
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３９３号
福岡市西区周船寺２丁目18番25―102号
債務者　杉山　裕次
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３９９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲444番地１メゾン篠栗305号
債務者　前間　明子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部